

# 実質無利子融資の融資限度額を 4,000万円から 6,000万円に引き上げます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業の事業継続や経営の安定を図るため、令和2年5月に創設した実質無利子融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）について、令和3年2月1日（月）から、融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げます。

## 実質無利子融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）について

### （1）本資金の特徴

拡充

**融資額**  
6,000万円まで

**据置期間**  
最大5年間

**信用保証料**  
半額又はゼロ

**実質無利子\*・無担保**  
※当初3年全額を利子補給

### （2）本資金の内容（令和3年2月1日（月）横浜市信用保証協会への保証申込受付分から）

融資対象者	危機関連保証、セーフティネット保証(SN)4号・5号のいずれかの認定※を取得した個人事業主、小・中規模事業者		
融資限度額	<b>6,000万円</b> （創設時（令和2年5月18日）3,000万円、令和2年6月15日から4,000万円）		
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）		
融資利率	1年以内：年0.7%以内、3年以内：年1.1%以内 5年以内：年1.3%以内、10年以内：年1.5%以内		
利子補給	事業者が支払った利子相当分をキャッシュバックします		
	対象	売上減少率	利子補給 当初3年全額
	個人事業主（小規模のみ）	5%以上	
小・中規模事業者（上記除く）	15%以上		
信用保証料助成	信用保証料をゼロまたは半額に助成します		
	対象	売上減少率	保証料助成率 10/10
	個人事業主（小規模のみ）	5%以上	
	小・中規模事業者（上記除く）	15%以上	1/2
5%以上15%未満			

※「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」の利用のために必要な認定の要件

- 横浜市内に事業実態のある事業所があること
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少していること
- 売上減少率** 危機関連保証：15%以上 / SN4号：20%以上 / SN5号：5%以上

### （3）取扱期限

- 横浜市信用保証協会への保証申込受付期限：令和3年3月31日（水）
- 金融機関による貸付実行期限：令和3年5月31日（月）

### （4）実質無利子融資の実績（令和2年5月18日から令和3年1月22日まで）

件数：16,817件、金額：2,850億1,483万円

お問合せ先

（実質無利子融資の内容や認定に関すること） 経済局金融課長 富澤 理子 Tel 045-671-2592

（実質無利子融資の保証申込に関すること） 横浜市信用保証協会経営企画課長 松岡 真樹 Tel 045-662-6622